

1－3 受水槽式給水を伴う申請様式

受水槽式提出書類チェック表

提出済書類をチェック



申請時

- ① 受水槽式給水施設届出書
- ② 使用水量計算書
 水量計算書 (水槽容量決定根拠・送水ポンプ能力決定根拠)
- ③ 納品仕様書
 定水位弁
 定水位弁 子弁
 定水位弁 保護箱
 ストレーナ
 流量調整器
 バキュームブレーカ等
 電磁弁
 バルブ類
 耐震継手類
 受水タンク
 送水ポンプ
- ④ 受水槽規定に基づき、水位、離隔等のわかる図面類
 水位実測図 (制御・警報類の電極位置の記入されたもの)
- ⑤ 受水槽までの、配管材料延長のわかるアイソメ図
 受水槽までの、配管平面図
- ⑥ 受水槽以降の配管系統図
- 完了時
- ⑦ 受水槽以降の参考平面図 (完了図)
- ⑧ 受水槽流入量の確認結果
- ⑨ 取り出し～流入までの 配管写真。 (深さ・ヨリのわかるもの)
 ラッキング前の水槽回りの配管写真。

地区	台帳	親番	枝番

受付番号	
1	-
受付印	

表面

受水槽式給水施設届出書

令和 年 月 日

三木市水道事業管理者 様

住所 _____

申請者

フリガナ
氏名 _____ (印)

TEL _____

設置場所	三木市						
指定給水装置 工事事業者	住所			氏名			
用途及び建物	1. 共同住宅	2. 会社事務所	3. 工場	4. 店舗	5. 一般住宅		
	階建て 棟 戸						
装置概要	揚水ポンプ	台数	口径	揚水量	本管口径	量水器口径	
		台	m/m	m ³ /分	m/m	m/m	
	受水槽	容量	m × m × m = m ³ (総) m × m × m = m ³ (有)	設置方法	1 2 3 地下式 地上式 半地下式		
		構造	1. 鋼板製 2. 樹脂製 3. コンクリート製 4. その他				
高架水槽	容量	m × m × m = m ³ (総) m × m × m = m ³ (有)	構造	1 2 鋼板製 樹脂製			
施設所有者	住所			氏名		年月日	
管理責任者	住所			氏名		年月日	
施設清掃点検	実施年月日	実施年月日	摘要	※は記入しないでください			
	年 月 日	年 月 日					
	年 月 日	年 月 日					
	年 月 日	年 月 日					
			流量調整器				
			受水槽流入量	ℓ/分			

裏面

令和 年 月 日

受水槽以下施設管理責任者 選任届 変更	
三木市水道事業管理者 様	
申請者	住所 フリガナ 氏名 電話 選任 変更
下記の者を施設管理責任者として したのでお届けします。	
施設装置場所	三木市
施設管理責任者	住所 氏名
誓約事項	
1. 受水槽以下の装置は水道法（昭和32年法律第177号）でいう給水装置でないので、受水槽以下の装置及びこれにより給水されている水の水質等の管理は施設管理責任者及び申請者が責任をもって行います。	
2. 前項の管理責任を果たすため受水槽、及び高架水槽の清掃、修繕工事等で発生し得る対策について、施工する者を指定し具体的な対策を設けます。	
申請者が指定する業者	
住所	
氏名	
電話	
当店（当社）は前記の施設内で発生する給水事故について責任をもってお請けします。	
3. 清掃点検等は6箇月、又は年に1回以上実施します。	
4. 市が必要と認めたときは、受水槽以下の施設への立入検査を承認し、検査結果に対する改善命令等を遵守します。	
5. 次の事項について異動、又は変更を生じたときは、速やかに届け出ること。 ①装置の所有権 ②管理責任者の変更 ③指定業者の変更	
6. 上記の事項を使用者に周知徹底することはもとより、受水槽以下の装置について問題が生じたときは、申請者の責任において解決します。	
摘要	

令和 年 月 日

使用水量計算書
(一日最大使用水量)

三木市水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名

Ⓜ

下記のとおり、一日最大使用水量の計算書を提出いたします。

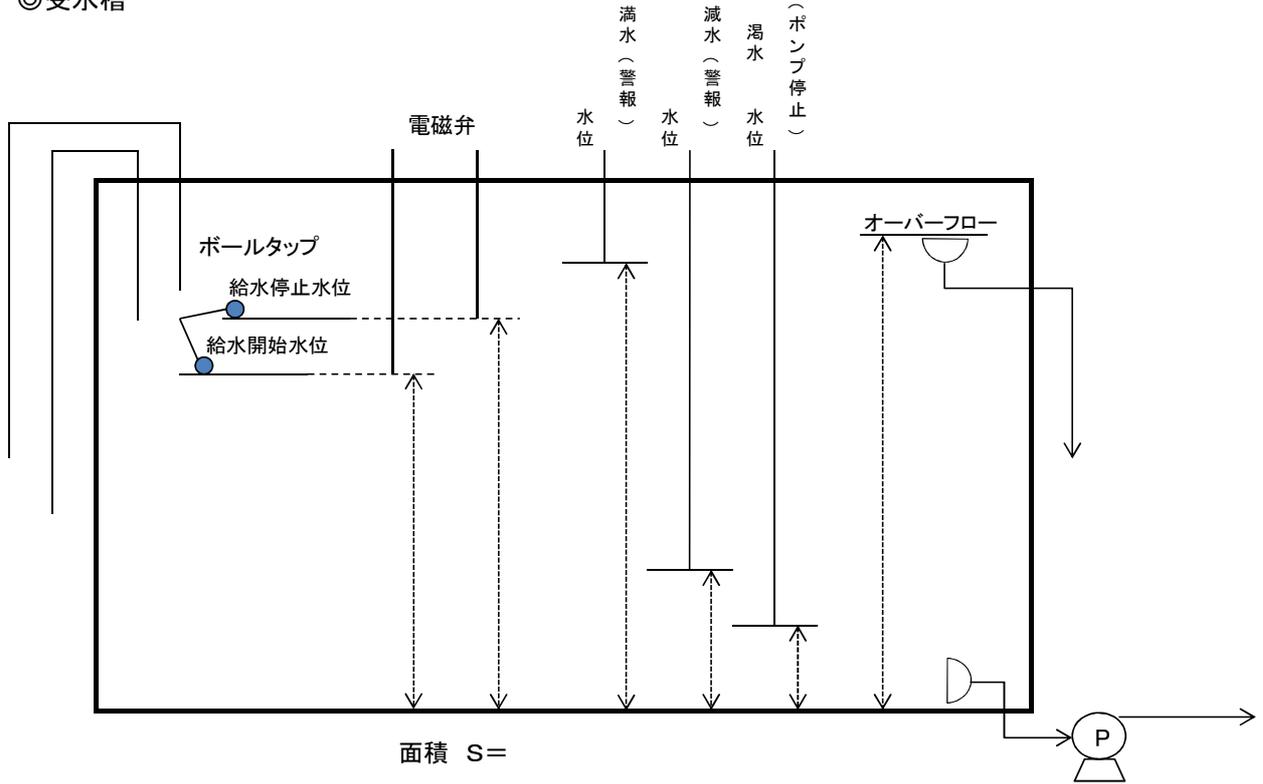
なお、計画水量を超過して使用する場合、又は使用した場合は三木市と協議の上、指示通りに処理いたします。

記

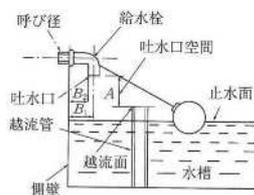
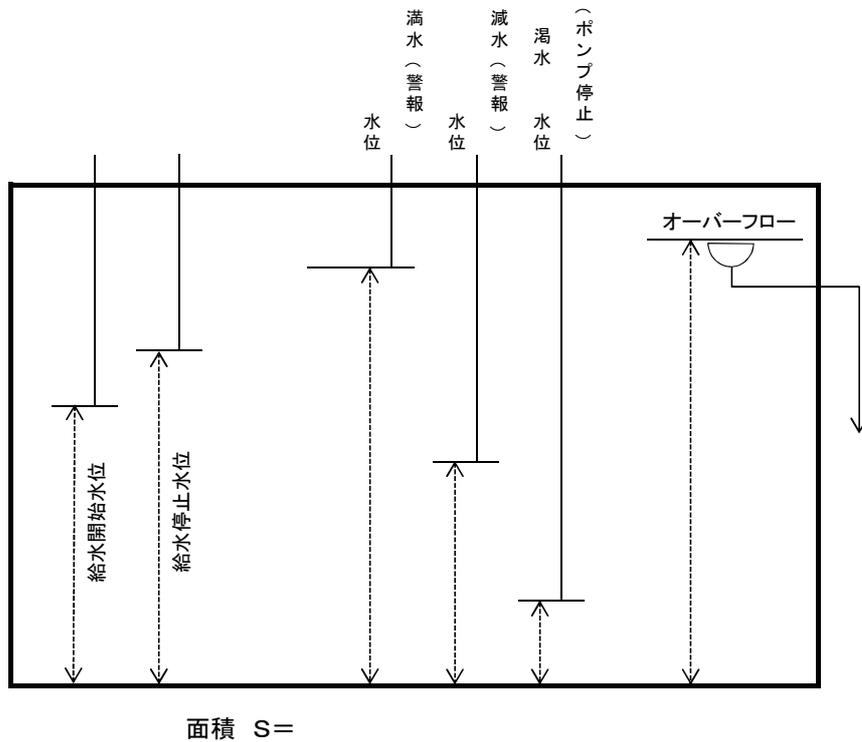
- 1 給水装置場所 _____
- 2 使用用途 _____
- 3 最大使用水量 _____ $\text{m}^3/\text{日}$
- 4 計算式・根拠

- 5 その他

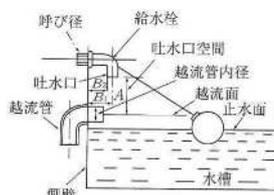
◎受水槽



◎高置水槽



(b) 越流管（立取出し）



(c) 越流管（横取出し）

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B ₁	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
13 mm以下	25 mm以上	25 mm以上
13 mmを超え20 mm以下	40 mm以上	40 mm以上
20 mmを超え25 mm以下	50 mm以上	50 mm以上
25 mmを超える	別表による	別表による

小規模貯水槽水道保守点検表

□ (自主点検) / □ (指定工事店 _____)

	番号	点検事項	判定基準	判定
施設の外観点検 (低置・高置)	1	水槽の周囲の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・点検、清掃、修理等に支障のない空間の確保されていること。 ・清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 ・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。 	
	2	受水槽本体の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 ・亀裂・漏水箇所がないこと。 ・雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 ・水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密封されていること。 	
	3	受水槽上部の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽上部は水溜まりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 ・水槽のふたの直接上部には他の設備機器が置かれていないこと。 ・水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 	
	4	受水槽内部の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥、赤さび等沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 ・外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 ・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 ・受水口と揚水口が近接していないこと。 ・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。 	
	5	マンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 ・マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 	
	6	オーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・管端部と排水管の流水口等とは直接連絡されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。 	
	7	通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき正常であること。又、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・通気管として十分有効な断面積を有するものであること。 	
	8	水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。 	
水質点検	9	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。 ・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 	
	10	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	11	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	12	色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
	13	濁り	給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。	
	14	残留塩素	検出されること。	
所見				

1-4 その他様式

令和 年 月 日

水道連結型スプリンクラー設備の設置に関する誓約書

三木市水道事業管理者 様

申請者 住所
氏名

⑩

この度、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置にあたり、下記項目（給水条件）を厳守することを誓約いたします。なお、誓約事項を遵守しないために起こった結果については当方にて全て解決し、三木市に異議は一切申しません。

記

1 給水場所

2 給水物件

3 給水条件

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、給水装置に直結する範囲については、三木市水道事業給水条例、水道法等を遵守すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により消防設備士が責任を負うことから、指定給水装置工事事業者等が消防設備士の指導の下に行なうこと。
- (3) メーター口径の決定にあたっては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量を確保できる設計とすること。
- (4) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造とすること。

4 誓約事項

- (1) 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により当該設備の性能が十分発揮されない状況が生じても三木市に異議は申しません。
- (2) 当該設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には（1）のような誓約をしている旨を借家人等に熟知させます。
- (3) 当該設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、三木市が負わない旨了解いたします。
- (4) その他、当該設備の設置にあたり関係法令を遵守することを誓約いたします。
- (5) 売買等で所有者が変更するときは、譲受人に本誓約内容について責任をもって継承します。

機能水器具設置承諾書

三木市水道事業管理者 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

本給水装置に機能水器具（浄水器・活水器）を設置するにあたり、下記条件を承諾します。

記

1 水質の管理責任について

三木市における水質責任範囲は、機能水器具の上流側直近の止水栓および同器具バイパス用の止水栓とし、同止水栓の下流側については、所有者の責任において水質管理すること。

なお、機能水器具の異常動作、故障等により水質に支障を来した場合は、所有者の責任において対処するものとし、三木市には一切の異議申し立てを行わないこと。

2 給水装置の維持管理について

三木市水道給水条例 21 条（水道使用者等の管理上の責任）の規定に基づき、機能水器具を含む給水装置の適切な維持管理を行うこと。

特に機能水器具は、給水される水の水質を変える器具であるため、その性能（効果）、構造を充分認識し、器具修繕又はろ材等の取替交換をはじめ、製造メーカーで周知する使用上の注意事項を確認したうえで、適切な維持管理を行うこと。

3 機能水器具の変更について

機能水器具を変更する場合は、三木市給水条例第 5 条（給水装置の新設等の申込み）の規定に基づき、給水装置工事の申込を行い、三木市指定給水装置工事事業者で行うこと。

4 使用者への周知について

所有者と使用者が異なる場合においては、所有者は、当該機能水器具の使用上の注意等について十分に周知し、健康上の不利益を与えないようにすること。

5 権利継承について

給水装置の所有者・管理人を変更する場合は、新所有者・管理者に前記各事項を継承すること。

需要家番号	— — —
装置場所	三木市
建物名称	一戸建て住宅
機能水器具	品名 型式名
製造業者	
使用用途	
備考	